

愛知県名古屋飛行場に関する協定

中部国際空港の開港を受け国土交通省（以下「国交省」という。）が設置及び管理する名古屋空港が廃止され、愛知県（以下「県」という。）が愛知県名古屋飛行場（以下「名古屋飛行場」という。）を設置及び管理することに伴い、名古屋飛行場の円滑な設置及び管理を確保し、あわせて、同空港に隣接して航空自衛隊小牧基地を設置している防衛庁が引き続き名古屋飛行場の着陸帯等（別図中破線で囲む区域をいう。以下同じ。）を使用するため、防衛庁、国交省及び県（以下「三者」という。）は、以下のとおり協定する。

（確認事項）

第1条 三者は、次の事項を確認する。

- (1) 国交省は、現名古屋空港を廃止するに当たり、廃止後も同空港の着陸帯等を防衛庁が引き続き使用することができ、自衛隊の任務遂行に支障をきたさないようにするため、名古屋飛行場の円滑な設置に協力するものとする。
- (2) 防衛庁と県は、防衛庁が名古屋飛行場の着陸帯等を使用するに当たり、自衛隊が円滑に運用できるよう、また、県が名古屋飛行場を円滑に設置及び管理できるよう、相互に協力する。

（着陸帯等の使用等）

第2条 防衛庁は、愛知県名古屋飛行場条例（以下「飛行場条例」という。）に基づき、名古屋飛行場の着陸帯等を使用することができる。

- 2 防衛庁は、着陸帯等の使用に対し、飛行場条例に基づき、県に着陸料等を支払う。なお、県は、飛行場条例別表第一の料金率を改正する場合は、あらかじめ防衛庁と協議を行うとともに、防衛庁からの改正の要望に誠意をもって対応するものとする。また、第5条の規定による通知があった場合には、同表備考の知事が定める率等について、所要の調整を行うものとする。
- 3 防衛庁は、地方自治法及び行政財産の特別使用に係る使用料条例の規定に基づき、必要な施設及び器材（以下「施設等」という。）を名古屋飛行場に設置することができる。
- 4 防衛庁及び県は、名古屋飛行場の着陸帯等について、新たに増設、改修等既往の施設等に大幅な変更を生ずる行為（土地の処分を含む。）を行う場合には、あらかじめ協議を行うものとする。

（運用時間外の取扱い）

第3条 防衛庁は、飛行場条例で定める名古屋飛行場の運用時間以外の時間に、飛行

場条例に基づき、名古屋飛行場の着陸帯等を使用することができる。

- 2 防衛庁は、前項の着陸帯等の使用のために必要となる業務を行うことができる。
この業務の実施に際して、県は防衛庁からの要請を受け、必要に応じて協力するものとする。

(着陸帯等の使用手続等)

- 第4条 防衛庁は、毎月の名古屋飛行場の着陸帯等の使用計画をあらかじめ県に提出し、これに基づいて名古屋飛行場の着陸帯等を使用するものとする。
- 2 防衛庁は、名古屋飛行場の着陸帯等を使用した実績を月毎に使用した翌月に県に提出するものとする。
- 3 防衛庁は、名古屋飛行場の着陸帯等の使用に当たっては、民間航空機の円滑な運航に配慮するものとする。

(使用回数の大幅な変更等)

- 第5条 防衛庁は、自衛隊機による名古屋飛行場の着陸帯等の使用回数の大幅な変更等をしようとする場合は、あらかじめ、県に対して、計画内容等を通知するとともに、所要の調整を行うものとする。

(飛行場管制業務等)

- 第6条 防衛庁は、県の要請を踏まえ、航空法第137条第3項の規定に基づく委任を受けて、名古屋飛行場の飛行場管制業務及び着陸誘導管制業務（以下「管制業務」という。）を行うものとする。
- 2 防衛庁が行う名古屋飛行場の管制業務は、24時間運用とする。
- 3 防衛庁は、名古屋飛行場の管制業務の実施によって得た情報のうち、名古屋飛行場の設置及び管理に当たり必要な情報を県に提供するものとする。

(周辺環境対策の実施等)

- 第7条 県は、名古屋飛行場の設置及び管理者として、騒音対策等の周辺環境対策を行う。
- 2 防衛庁は、前項の規定により県が実施する周辺環境対策に必要な騒音調査、自衛隊機の騒音に係る地元への説明の実施に協力するとともに、周辺環境に配慮した運用に努めるものとする。
- 3 国交省は、名古屋空港が廃止されるまでの間、設置及び管理者としての責任をもって周辺環境対策を実施するものとする。

(管理業務への対応)

第8条 防衛庁は、県が設置及び管理者として行う名古屋飛行場の次の管理業務に適切に対応するものとする。

- (1) 消火・救難業務
- (2) 航空気象観測業務
- (3) 除雪業務

(飛行場の供用休止等)

第9条 県は、名古屋飛行場の設置及び管理に関し、供用を休止し、若しくは廃止しようとする場合、又は自衛隊の任務遂行に影響を及ぼすおそれのある事項等を定めようとする場合には、あらかじめ防衛庁と協議を行うものとする。

(委任規定)

第10条 本協定の実施に関して必要な事項は、別途、関係機関（現地機関を含む。）で協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定を証するため本協定を三通作成し、記名捺印の上、三者が各一通保有する。

2 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項の変更については、別途、三者間で協議して定めるものとする。

平成17年2月14日

防衛庁長官官房長

北 原

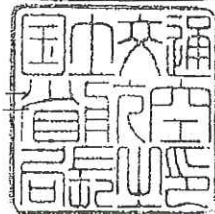
巖



国土交通省航空局長

岩 崎

貞



愛知県副知事

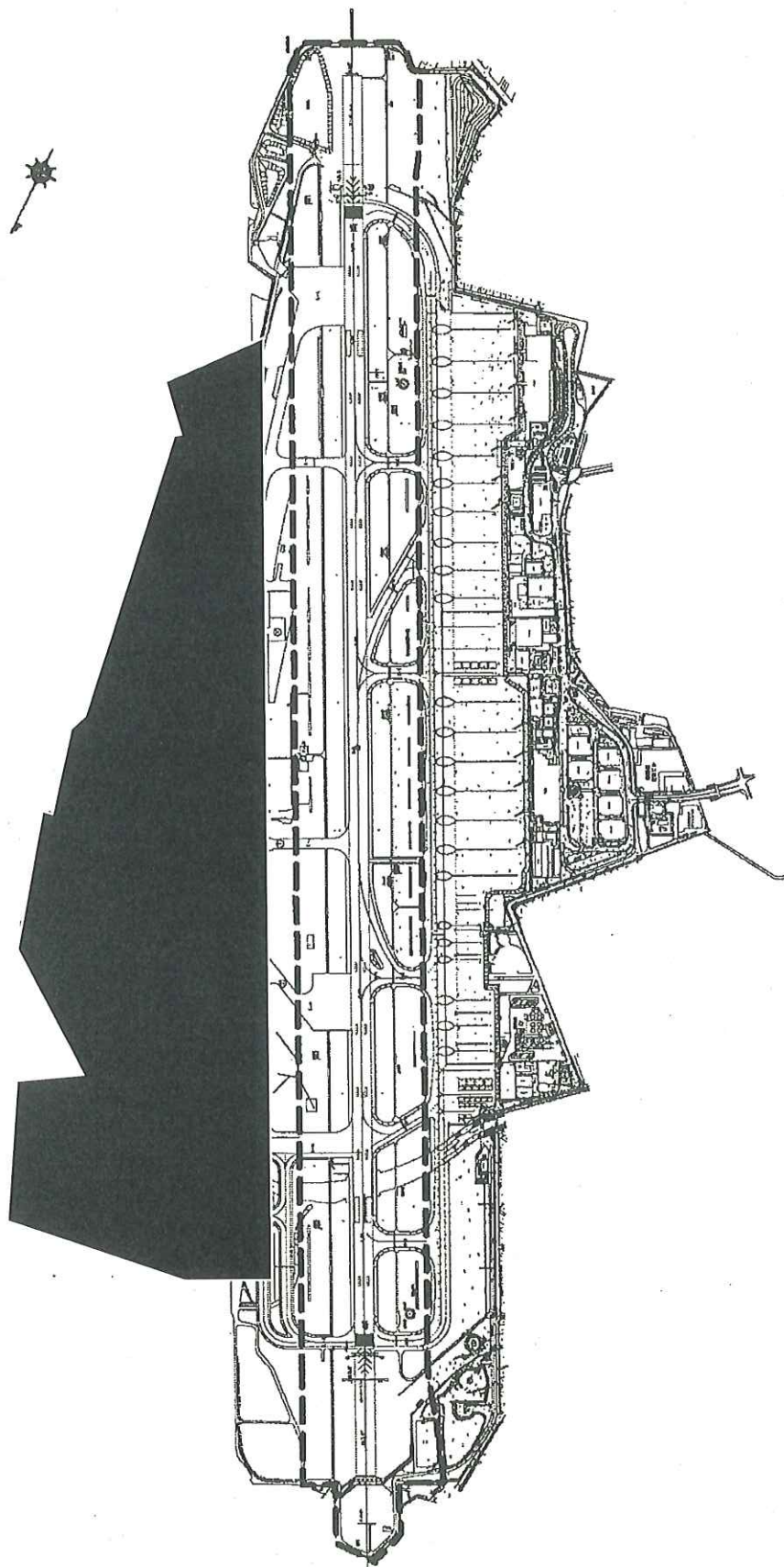
森

徳



別図

名古屋飛行場



0 500

着陸帯等